

富山県企業局委託業務（発注者支援）低入札価格調査

試行要領

1 趣旨

この要領は、富山県企業局が発注する建設工事に係る委託業務（発注者支援）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる入札

発注者支援業務の入札のうち、予定価格設定権者が必要と認める業務（以下「適用業務」という。）の入札を対象とする。

3 調査基準価格

(1) 適用業務の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格調書にその価格を記載する。

(2) 調査基準価格（税抜き）は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格（税抜き）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格（税抜き）に10分の6を乗じて得た額とする。

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

4 入札参加者への周知

適用業務の発注公告に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定の保留

入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者（以下「調査基準価格算定対象者」という。）がある場合は、入札参加者に

対し、落札者の決定を保留する旨を通知するものとする。

6 低入札価格調査の実施

(1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。

経営管理課長及び適用業務の事業主管課長

(2) 調査の方法

調査担当者は、調査基準価格算定対象者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、(3)に定める項目について、最低価格入札者に対して資料の提出を求め、事情聴取を行うとともに、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。

(3) 提出資料

最低価格入札者に対して提出を求める資料は、次のとおりとする。

- ・当該価格により入札した理由（様式15）
- ・入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書（様式16）
- ・一般管理費等内訳書（様式16-1）
- ・当該契約の履行体制（様式17）
- ・手持の建設コンサルタント業務等の状況（様式18）
- ・手持ち業務の人工（様式18-1）
- ・配置予定技術者名簿（様式19）
- ・直接人件費内訳書（様式19-1）
- ・過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署（様式20）
- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの。）
- ・過去3ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヶ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

7 低入札価格審査会の審査及び意見の表示

(1) 経営管理課長は、様式第2号により低入札価格調査書を11に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。

(2) 低入札価格審査会は、経営管理課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式第3号により意見を表示するものとする。

8 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 経営管理課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 経営管理課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。
- (3) (2)に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者であるときは、6及び7並びに(1)の規定による手続（(4)において「落札者決定手続」という。）を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- (4) (3)の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者（調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者に限る。）から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

9 入札参加者への通知

経営管理課長は、8の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

10 調査基準価格等の公表

- (1) 適用業務については、落札者の決定後、入札調書により当該業務の予定価格及び調査基準価格を公表するものとする。
- (2) 経営管理課長は、8の(2)から(4)までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、様式第4号により審査の結果の概要を公表するものとする。

11 低入札価格審査会の設置

7の(2)に規定する審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は、企業局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和4年2月8日から施行し、同日以後に公告を行う業務に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行し、同日以後に公告を行う業務に係る入札から適用する。